

本部港中長期計画(仮称)検討委員会 設置要綱

令和6年6月3日 制定
令和7年1月15日 改訂

(趣旨)

第1条 この要綱は、「本部港中長期計画(仮称)検討委員会」(以下「委員会」という。)の設置について、その組織、運営その他必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部港(本部地区(旧本港地区))は、平成16年3月に本部港を活用した地域の振興・活性化の方針及び港湾施設整備の内容を明確にした「本部港港湾振興ビジョン」を策定している。その後の社会経済情勢の変化等を踏まえるとともに、対象港を拡大し、本部港4地区7箇所全体の将来像や施設配置等を示す「本部港中長期計画(仮称)」を策定することとしている。委員会は、本部港が今後果たすべき役割などを踏まえ、「本部港中長期計画(仮称)」の策定に向け、指導、助言を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 検討会は、本部港中長期計画(仮称)の策定に向け、次に掲げる事項について指導、助言を行う。

- (1) 本部港における港湾の開発、利用、保全及び管理に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員が互選により選任する。
- 3 委員は、別表1に掲げる者をもって構成し、委員の異動があった場合は、後任者がその任にあたるものとする。
- 4 委員の任期は承諾の日から委員会が終了したときまでとする。

(委員長)

第5条 委員長は会務を統括し、会議の議長となり、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の運営)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、初回は事務局が招集する。

2 委員会へはWeb端末を用いた出席も可とする。また、委員がやむを得ない事由により委員会に出席できないときは、代理の者を当該委員に代わって出席させることができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことが出来る。

(情報公開)

第7条 委員会は、公開を原則とするが、特定の団体又は個人に関する情報であつて、公にすることにより、当該団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報(以下「非公開情報」という。)に触れるなど、会議を非公開にすべきであると委員会が認めたときは、会議の非公開及び該当する会議記録を非公表とすることができますものとする。

(事務局)

第8条 委員会には事務局を置くものとし、委員会の運営に関する事務を行う。

2 委員会の事務局は、沖縄県土木建築部港湾課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月15日から施行する。

別表1

(順不同・敬称略)

区分	所属	職名	氏名
学識経験者	琉球大学 地域連携推進機構	准教授	小島 肇
港湾関係者	(株)伊江貨物	代表取締役	松永 好秀
	伊江村	村長	名城 政英
	沖縄県花卉園芸農業協同組合	参事	平田 尚
	沖縄県農業協同組合	北部地区本部長	松田 穀
	第一マリンサービス(株)	代表取締役	小田 典史
	渡久地地区船主会	会長	島袋 恵
	トランステロスネット沖縄(株)	代表取締役	岩男 直哉
	北部港運(株)	代表取締役社長	崎原 清
	マリックスライン(株)	代表取締役社長	岩男 直哉
	マルエーフェリー(株)	沖縄支店長	大湾 政躬
	(合)水納海運	代表社員	大城 清剛
	本部漁業協同組合	代表理事組合長	真栄田 正男
当該港湾所在地における観光や産業に精通する者	本部町	町長	平良 武康
	本部町ダイビング協会	会長	山田 真二
	琉球海運(株)	営業部長	濱元 朝尚
	(一財)沖縄美ら島財団	理事長	湧川 盛順
関係行政機関の職員	(一社)本部町観光協会	会長	當山 清博
	本部町商工会	会長	松田 泰昭
	沖縄総合事務局 開発建設部	港湾計画課長	佐藤 文哉
	北部広域市町村圏事務組合	事務局長	宮里 幹成
	沖縄県土木建築部	参事	波平 恭宏